平成２６年（フ）第１４号
大分県豊後高田市玉津1868番地６　芹川アパート５号
債務者　渡邉由美子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第８１号
鹿児島県いちき串木野市長崎町27番地、住民票上の住所東京都中野区新井４丁目25番２号Ｊ＆Ｊマナー　305
債務者　原田志緒里
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９５号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目18番７号　グリーンハウス205号
債務者　野間　高司
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１号
沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋2131番地31
村営住宅20棟102号室
債務者　仲川　清春
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第１２号
沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋2131番地31
村営住宅20棟102号室
債務者　仲川　千春
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第１４号
沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真12番地１　スカイレイクⅡ301号
債務者　山家まゆみ
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第６号
沖縄県宮古島市平良字下里228番地１　県営平良団地６―302
債務者　下地　信夫
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第９号
山梨県都留市田野倉1015番地２　ハイツリバティー202
債務者　志村　克己
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
長野県上伊那郡辰野町大字平出1806番地１
債務者　唐澤　裕子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第１７号
長野県上伊那郡辰野町大字平出1806番地１
債務者　唐澤　昭裕
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第２０号
長野県伊那市西春近2123番地２
債務者　河野　　愛（旧姓梶屋）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第５４号
兵庫県伊丹市南野北３丁目９番25―２Ｅ号
債務者　鈴木　宣弘
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
兵庫県伊丹市南野北３丁目９番25―２Ｅ号
債務者　鈴木千恵子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
兵庫県尼崎市食満３丁目８番１―506号
債務者　熊瀧結加里（旧姓柿坂）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目14番５号　コメットマンション鴻池Ｂ902号
債務者　岡　　茂雄
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１号
神戸市西区竜が岡５丁目27番地の12　ソシア小泉３―201号
債務者　西村　俊勝
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
神戸市西区伊川谷町有瀬976番地の１　ホワイト石塚312号
債務者　髙尾　　啓
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係